令和７年度　第４回安来市総合教育会議　会議録

1.　日　時　令和８年３月２５日（水）　１５時００分から１７時００分まで
2.　会　場　安来庁舎３０１会議室
3.　出席者
（構成員）　安来市長　田中　武夫
教育長　秦　誠司
教育委員　青砥　洋
教育委員　原　智
教育委員　寺田　禎
教育委員　遠藤　惠子
（事務局）　教育部長　遠藤　浩司
総務部総務課長　神庭　弥
教育部教育総務課長　岩崎　幸志
教育部学校教育課長　三代　和宏
地域振興課長　細田　浩
教育部教育総務課主査　加藤　理子
教育部学校教育課主査　小西　修二
総務部総務課総務行政係長　野坂　茂樹
教育部教育総務課総務係長　徳永　敦雄
教育部学校教育課学事係長　山本　庸平
総務部総務課総務行政係　原　優希
4.　欠席者　総務部長　宇名手　由子
5.　傍聴者　なし
6.　議　題　（１）安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）について
（２）第２期「安来市教職員の働き方改革プラン」（業務量管理・健康確保実施計画）について
7.　内　容
〇神庭総務課長（司会）
ただいまから、令和７年度第４回総合教育会議を開催いたします。総務課長の神庭と申します。よろしくお願いいたします。皆様には、お忙しい中、本会議にご出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでのところは、総務課で進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
なお、宇名手総務部長ですが、急遽別の会議の予定が入りまして、欠席させていただきます。失礼いたします。
まず、傍聴人でございますが、現在はおられません。また、会議の開会以降、傍

聴の希望があれば随時入室を許可するということで議長に確認をしております。

それでは、市長がご挨拶申し上げます。

○田中市長

開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用の中、令和７年度第４回安来市総合教育会議にご参集いただき誠にありがとうございます。教育委員の皆様には、平素より本市教育行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

前回までは、第３期安来市教育大綱の策定にむけてたくさんのご意見をいただきありがとうございました。今月、上位計画である「第３次安来市総合計画」及び「第３期安来市創生総合戦略」とともに、第３期安来市教育大綱が完成いたしました。既に、総合計画、創生総合戦略、教育大綱について市のホームページに掲載しておりますので、ご覧頂ければと思います。

本日は、「安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）について」と「第２期「安来市教職員の働き方改革プラン」（業務量管理・健康確保措置実施計画）について」の２点を議題としております。

令和３年度に策定した「安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」につきましては、５年ごとに見直しを行うこととなっており、この度第１回目の見直しが行われたものです。今回の見直しにおいて、現在取り組んでいる「小中学校適正配置」の進捗状況を加味した計画に改訂し、特に、今後の学校施設の改修方針や、今後５年間の実施計画が明記されていますので、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

また、「第２期「安来市教職員の働き方改革プラン」（業務量管理・健康確保措置実施計画）について」ですが、令和７年６月のいわゆる給特法の改正に伴い、令和３年に策定した「安来市教職員の働き方改革プラン」を基に国、県が定める指針を踏まえた内容に改め、業務量管理・健康確保措置実施計画に代えることとしたものです。今回の計画を基に、安来市教育委員会、各学校、教職員一人ひとりが働き方改革に向けて取り組んでいくことになりますので、ご意見等いただければと思っております。

議題の詳細につきましては、事務局より説明がありますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○神庭総務課長（司会）

それでは、会議に入る前に、本日の資料を確認させていただきたいと思います。

事前にお送りしたものでございますが、本日の次第が１枚、その次に総合教育会議委員名簿、資料１として「安来市学校施設の長寿命化計画」の冊子、資料２としまして「第２期「安来市教職員の働き方改革プラン」」の冊子がございます。そし

て本日、前回までご議論いただきました「第３期安来市教育大綱」の冊子版をお渡ししております。本日の議題にはございませんが、完成しましたので、お渡しさせていただいたところでございます。

本日の会議終了時刻は、おおむね１７時、午後５時を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、安来市総合教育会議設置要綱の規定により、市長に議長としてこの会議の進行をお願いいたします。

〇議長（田中市長）

それでは、次第に従って進めたいと思います。まず、「安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）について」の説明を事務局からお願いします。

〇岩崎教育総務課長

失礼します。私の方から、安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）についての説明をさせていただきます。資料ですが、右上に資料１と記載しております冊子をもって説明をさせていただきます。資料での説明の前に、口頭で説明させていただきます。この計画については、先ほど市長の挨拶の中にもありましたが、令和３年３月に、計画期間を４０年として策定されたものの第１回目の見直しということになっております。基本的に現行の計画を踏襲しつつ、現在取り組んでいる安来市小中学校適正配置の取組を含めた計画になっているということでご理解いただければと思います。

それでは計画の全体像について説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして、目次で全体像について説明をさせていただきます。「（１）学校施設の長寿命化計画の背景・目的等」では、これまでの経過を踏まえて、計画期間や対象の施設を記載しております。「（２）学校施設の目指すべき姿」では、第３次安来市総合計画及び第３期安来市教育大綱から関連の部分を引用をしております。「（３）学校施設の実態」では、学校施設の運営状況等について、施設の一覧、児童学級数、配置状況、施設関連経費の推移などを記載した後、国が示す方法により、学校施設の老朽化状況等の数値化を行っております。「（４）学校施設の整備の基本的な方針等」では、上位計画である安来市公共施設等総合管理計画と、現在進めております安来市小中学校適正配置について記載した後、整備に関する基本的な方針をまとめております。「（５）基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等」及び「（６）長寿命化計画の継続的運用方針」では、施設整備の水準及び継続的な運用方針をまとめております。

それでは、資料の１７ページをお願いいたします。上部に「③改修等の基本的な方針」と記載しているページです。この１７ページの図は、国が示す長寿命化のイメージです。上の図に示されている従来型の改築方式では、経年による機能・性能の劣化に対して事後保全的に改修を行い、法定耐用年数の約６０年を目途に改築

を行っていました。長寿命化では、経年による機能・性能の劣化に対して定期的な予防保全的な改修を行い、施設を躯体の耐用年数である約８０年まで使用するという考え方です。

予防保全的な改修では、下の図の緑の枠の四角の中に記載しておりますが、外装、内装などの改修、それから断熱化等のエコ改修、トイレの改修、空調設置などを行うこととしております。

ページを１枚戻っていただき、資料１６ページをお願いいたします。安来市が行う長寿命化計画の基本的な方針を、「４）施設の長寿命化や維持管理コストの縮減について」において６項目にまとめております。１つ目は、施設の実態調査、点検などにより把握した施設の劣化状況を踏まえ、改修レベルや優先順位を決定し、計画的な予防保全を推進すること。２つ目は、安全、安心な教育環境の実現として、小中学校のトイレの洋式化について、和式トイレの設置を望む声もあることを踏まえつつ、引き続き計画的な洋式化を進めること。３つ目は、空調設備について、近年の異常気象に対応するため、普通教室や特別教室の機器の更新時期に合わせて、機能向上等を図ること。また、体育館への空調設備の導入については、その整備手法を検討することとしています。４つ目は、照明器具について、蛍光灯などの製造中止を受けて、ＬＥＤ化を進めることとしております。５つ目は、プール施設について、修理が難しいプールについては、自校プールの使用を停止し、市民プールなど他施設を使用すること。使用可能なプールについては、引き続き自校プールを使用することとしています。６つ目は、施設管理コストの縮減を図るため、効率的な運用方法について検討していくこととしています。

次に、４ページほど進んでいただき、資料の２０ページをお願いいたします。上部に「（５）基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等」と記載されてるページです。このページの下部のところで「②改築等の優先順位付けと実施計画」を記載しております。先ほど説明しました基本的な方針を踏まえ、直近５年間の改修、修繕について、考慮すべき点として４点記載しております。１点目に、小中学校適正配置基本計画の進捗に合わせて、必要な改修工事を行います。２点目に、優先順位の高いD評価の中でも、屋根、外壁など、構造躯体を優先して行っていきます。３点目に、優先順位の高いD評価以外の項目であっても、児童生徒が学校生活を送るにあたり、優先すべき改修や自然災害などの被害を受けた場合には、これを優先します。４点目に、小中学校適正配置基本計画により閉校となる学校についても、良好な学習環境の維持に必要な補修を行います。

これらの基本的な方針、実施計画を基に、本計画の目的である中長期的な維持管理コスト縮減や予算の平準化に努め、継続的な施設整備を行うことで、子供たちの良好な学習環境の維持向上に努めることと計画としております。この計画については、本日から安来市のホームページに掲載をしておりますので、ご確認をいただ

ければと思います。

以上、「安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中市長）

議題１「安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）について」について、事務局より説明がありましたので、ご意見がございましたらお願いいたします。

○寺田委員

非常に予算がかかる、それから学校数もかなりあるということで、今後５年間、優先順位をつけて計画を実施されることは非常に良いことだと思います。その中で、閉校する学校についても、良好な学習環境の維持に必要な補修を行うとのことでした。当然ですが、空き家になると傷みが早く訪れるということで、閉校になる前後で、学校を再利用できるような仕向け方を、一般公募をするなど、後に施設を返していただける団体等を募集しながら活用していくことも一つの手ではないかなという気がしております。

生徒がだんだんと少なくなり、先日山佐小学校が開校となりました。広瀬小学校の改修では、来年度と再来年度にかけて数億円規模の改修が行われるということを、先ほど定例教育委員会の中で報告を受けました。非常にお金のかかることですが、先日のように地震が起こった際など、子供たちが危ない目に遭わないように、事前の補修を、小さなことでもいいから行っていかなければいけないと思います。保護者の方に、子供を通わせてる場所が一番安全で安心なんだ、安来市で子どもを育てることが一番ベストなんだと思ってもらうことが、子供を増やす施策にも繋がると思います。安来市の予算としては、教育行政の方面にここ数年で非常に大きな額が必要になると思いますが、田中市長をはじめとして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（田中市長）

過去に、例えば布部中学校が閉校となった際、地元からの要望があり、ご存じのとおり布部ふれあい体育館として施設を使用していただくかたちとなりました。このような地元要望を一番にと捉えております。空き家もそうですが、使用されなくなって３年が経過するとなかなか手がつかないようです。これから市内では小中学校の閉校や再編によって複数の校舎の余りができます。行政的な使用目的が今直ちにあるわけではないですので、まずは地元の方々の希望をお聴きして、それに適するものがあれば用意しなければならないですし、施設をそのままにしておくには維持費がかかりますので、最悪の場合は撤去しなければなりませんが、まだそこまで話が至らないところです。

先日、山佐小学校の閉校式に出席させていただきましたが、体育館が非常に立派な建物で、地元で使いたいというお声も伺いましたが、これをどう維持するかと考

えると、今後の課題が多いなと感じます。他の小中学校についても同じように様々なことを考えなければならないと思っております。

○寺田委員

山佐小学校の閉校式には多くの方がいらしていて、まだまだ勢いがあるなと思いました。ですが、他の学校で、例えば井尻小学校は非常に生徒数が少なく、地域に住んでいる方も少ない状況で、小学校の校舎を地域で何かに使ってくださいと言っても手が挙がらないという現状を聴いております。そうすると、企業誘致だとか、そのようなことも一つの手段かなと思います。今後、切川地区に大きな企業が来られるので、学校を改築してアパートとして利用してはどうかとも考えておりました。地元の方のご意見を優先に考えることも大切ですが、空いた校舎に利用価値があると思う方にどんどんと利用してもらうことも、関係部署と連携しながら検討していただけたらと思います。

○議長（田中市長）

関係する取組をすすめてまいります。

この他のご意見はありますでしょうか。

○青砥委員

資料２０ページの「①改修等の整備水準」中の「２）機能性の向上」について、防災機能の強化としてトイレの洋式化の推進とあり、「３）防災・防犯対策の強化」中にも災害時用トイレの導入とありますが、具体的にはどのような内容になるのでしょうか。

○岩崎教育総務課長

この文面については国の示すものから引用してる部分が多く、国の方で防災機能の強化という項目の中にトイレの洋式化、つまり災害弱者の方も利用できるよう、和式ではなく洋式を設置していくという方針が示されておりますので、それを引用するかたちで、ここでは防災機能の強化としての洋式化という表現をしております。実際に市として取り組む内容は、これまでも取り組んでまいりました学校のトイレの洋式化率５０パーセントの実現というところに繋がります。

○青砥委員

洋式化することによって、災害時には和式より使い勝手が良いということですね。

○岩崎教育総務課長

洋式だと高齢者の方などにとっての使い勝手が良くなります。

また、「３）防災・防犯対策の強化」の具体的な内容としては、マンホールトイレなどもありますが、「２）機能性の向上」の項目では、トイレの洋式化について引用したところです。

○青砥委員

災害時用トイレというのは、水道水が流れなくても、素人であっても使えるだとか、そういう意味合いでしょうか。

○岩崎教育総務課長

雨水を利用して使用するという機能のものもあるようですし、そういったことを指していると説明の方では記載がございました。

○秦教育長

災害用のトイレですが、現第一中学校校舎が新築された際、マンホールトイレを設置しております。講堂の北側に、平常時は自転車小屋がありますが、災害時には個室トイレを組み立てることができ、断水時は水をためておいて一気に流すことができます。市の新しい施設ではそのようなものを実際に導入していただいております。いざというとき、どこに何があるのか分かっていなければなりませんが、伝達がうまくいかなかった結果、職員が入れ替わるたびに「そのようなものがありますか。」という状態にならないよう、以前の第一中学校では年に１回、文化祭の際、保護者の方も来校されるので、この場所にこのような災害時用トイレがありますよという説明をして、職員や保護者の方に周知しておりました。おそらく今でも行われているかと思いますが、日頃の訓練も大事ですので、年に１回は実際に組み立ててみる場が設けられておりました。

○岩崎教育総務課長

また、災害用トイレにはバリアフリー化なども含まれておりますので、それも含めて推進するという意味合いです。

○議長（田中市長）

この他にご意見はございませんでしょうか。

総合計画において、今後は何かを求めて公共施設をつくることをやめましょうということにしています。できる限り、今ある施設や用地を活用しようということです。使用されなくなった学校施設についても、何らかの活用方法があると思います。

数年前に、近年はデータセンターが求められているということで、三重県に見学に行きました。ただ、データセンターはものすごい音がするだとか、電気設備の稼働のために相当の電源が必要となることもあり、結局は電気料金の安い地域に別につくられたという事案もありました。事業者を呼び込むと、事業者が撤退した際その施設は再び無人になってしまうので、それで良いのかという問題もあります。ただ、先ほども申しましたとおり、建物は３年程度放置されるとだんだんと劣化が進んでしますので、今のうちから、教育委員の皆様にもご意見をいただきながら今後の活用方法を考えていきたいと思います。

○寺田委員

資料１６ページのプールに関する記載について、現在、自校のプールで水泳学習を行っているのは５校だけとのことです。この５校は、学校から市民プール等他施設への移動費を考えると、自校のプールを利用した方が安価であるという理由から、自校のプールを利用しているのではないかと思いますが、今後更に生徒数が減少すれば、この５校についても自校のプールを利用するより市民プール等他施設を利用する方が安価になるということもあるのではないでしょうか。費用がより安価な方法を選択することは当然のことだと思います。

また、使用しなくなった各学校のプール設備は、別の用途で使用するとすればどのような活用方法があるのでしょうか。

○遠藤教育部長

私が以前担当として、令和４年度に自校プールの利用から市民プール等他施設の利用へと一気に移行した際に、光熱水費と子どもたちの送迎費を比較しましたが、ほとんど同等の金額でした。ただ、これが経年劣化による、例えばポンプ修繕費１，０００万円といったような数年に一度起発生する維持管理費を加味すると、当然ながら自校のプールを利用するより市民プール等他施設を利用した方が安価になっております。

また、自校のプールを利用する場合は、学校の先生方が毎日水質検査をされなければなりません。このような人的負担も考えると、我々としては、安来市の規模であれば、市民プール等他施設へ移行した方が圧倒的にメリットがあるということで、本来であれば令和７年度までかけて移行するところを、令和５年度までに全て完了し、さらに今、令和８年度には島田小学校を移行予定であり、令和７年度には赤江小学校及び荒島小学校を計画に先んじて移行させていただいたという経過があります。

使用しなくなったプールの活用について、現在、山佐小学校のプールで、ドジョウの養殖といったことの声がかかっており、試験的なものではありますが、農林振興課と共に検討しているところです。

費用面に加えて、先生方の負担が減少したということで、メリットがあったと考えています。

○寺田教育委員

プールのポンプが使用できなくなるだとか、プール設備が使用できなくなった段階で、自校のプール使用はやめていくということですね。

○遠藤教育長

はい。荒島小学校や赤江小学校では、ろ過器やポンプなど、その修繕に１，０００万円、２，０００万円と費用をかけるのであれば、この時点から市民プールの受入れ体制を整えていただき、自校のプールから移行するというかたちで予定を前倒しさせていただきました。

○議長（田中市長）

この他の意見はございませんでしょうか。

それでは、議題（２）の「第２期「安来市教職員の働き方改革プラン」（業務量管理・健康確保実施計画）について」の説明をお願いいたします。

○三代学校教育課長

はい。学校教育課の三代と申します。私からは「第２期「安来市教職員の働き方改革プラン」（業務量管理・健康確保実施計画）」について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。資料は、右上に資料２と書いてありますものを用いて説明させていただきます。

まず、このプランの構成について説明させていただきます。資料２の表紙をめくっていただきました２枚目の目次をご覧ください。このプランの構成としましては、まず「１．教職員の働き方を改革を進める目的」、続いて「２．プランの策定について」、「３．安来市の現状と課題等」、「４．プラン達成に向けた数値目標」、「☆プラン達成に向けた具体的な取組」について、安来市教育委員会が取り組むこと、学校や各教職員に取り組んでほしいことについて記載しております。そして最後に「５．取り組みについてのフォローアップについて」という構成になっております。

まず初めに、策定の経緯についてご説明いたします。資料２ページをお開きください。「２．プランの策定について」の「（１）プランの位置付け」に記しておりますように、国は令和７年６月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正し、服務を監督する教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を義務付けました。これを受けまして、安来市教育委員会は、令和３年に策定した「安来市教職員の働き方改革プラン」を基に、国、県が定める指針を踏まえた内容に改め、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に代えることといたしました。

次に、安来市教職員の時間外在校等時間の現状について説明いたします。資料３ページ目、下段の①の表をご覧ください。この表は校種別、時間外在校等時間の令和３年度からの月平均が記載してあります。令和６年度の時間外在校等時間の月平均は、小学校が３４．５時間、中学校が３９．９時間でした。令和３年度から働き方改革を進め、時間外在校等時間は減少しております。ただ、資料４ページの④の表にありますように、月８０時間の時間外在校等時間の教職員がいることなど、解消すべき課題がございます。

この課題を解決するために、本プランでは国や県の数値目標を参酌し、次のように数値目標を定めました。資料６ページをご覧ください。まず、時間外在校等時間の目標の数値でございますが、全ての教職員が年間３６０時間以内、１ヶ月４５時間以内としました。②ですが、年次有給休暇の取得日数については、全ての教職員

が年５日以上の取得、全校種の平均としましては、平均取得日数を１７日以上と設定いたしました。③の働き方に関する意識については、「働きやすい職場である」と回答した教職員が９０パーセント以上、「教職にやりがいを感じる」と回答した教職員が９０パーセント以上となるように取り組んでいきます。

これらの数値目標の実現に向け、安来市教育委員会と各学校では、次のような取組を行います。資料７ページをご覧ください。まず、「１．安来市教育委員会の取組」でございますが、「（１）安来市教育委員会が引き続き講ずる主な措置」ということで、「①公務ＤＸの推進」、「②学校閉庁日の設定」、「③勤務時間の客観的な把握」、次ページになりますが「⑨学校事務グループ共同学校事務室との連携」等、これらにつきましては、引き続き今後も取り組んでいきます。

資料９ページからにつきましては、安来市教育委員会として、今後取り組むものを示しております。①としましては、校務ＤＸのさらなる推進、②としましては、部活動の地域連携・地域展開等、下段の⑥まで、今後取り組んでいくこととして示しております。

次に、資料１０ページをお開きください。資料１０ページからは、各学校や教職員の、一人ひとりの取組について示しております。各学校は、本プランで示した内容や、各学校の実態を踏まえて計画を立て、各学校の学校運営協議会にて承認を得た上で、取組を進めてまいります。

そして、本プランの取組についてのフォローアップですが、資料１４ページをご覧ください。今後のフォローアップとしましては、定例教育委員会や総合教育会議への報告、課題のある学校については年度途中での指導支援、また、アンケートを実施し、その結果をプランの改善などに役立てていこうと考えております。

安来市教育委員会としましては、教職員の在校等時間の状況の把握等を行い、適切に指導支援することで働き方改革が進み、児童生徒がいきいきと学び、教職員がやりがいを感じながら職務に邁進できるよう取り組んでいこうと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中市長）

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、皆さまご意見がありましたらお願いいたします。

○寺田委員

確認です。資料６ページの具体的な数値目標で、時間外在校等時間が各月４５時間以内、年間３６０時間以内と記載がありますが、資料３ページの令和６年度の時間外在校等時間の月平均は、小学校が３４．５時間、中学校が３９．９時間とあります。数値目標の各月４５時間との隔たりが大きく、数値目標をもう減少させても良いように思いますがいかがでしょうか。

○三代学校教育課長

ご質問にお答えいたします。まず数値目標の年間３６０時間以内という内容について、１２ヶ月で各月３０時間以内ということで、これらの数字を乗じた結果、年間の時間外在校等時間は３６０時間以内になるということで計画しました。ですが、学校の業務としましては、必ず毎月３０時間以内と設定しても、年度初めの４月、５月ですとか、９月、１０月の学校行事等が多い時期になりますと、どうしても時間外在校等時間が３０時間を超えてしまうという現状がございます。ですので、例えば夏季休業中については時間外の勤務を減らすなどして、年間を通して時間外在校等時間が３６０時間以内になるようにと、学校の実情も踏まえながら設定したところでございます。

○寺田委員

上に年間３６０時間以内と記載するのであれば、整合性を持たせるために、月３０時間以内で、というようにした方が良いかと思います。

○原委員

これはおそらく、おしなべての今の話であって、寺田委員がおっしゃったのは令和６年度の月平均と数値目標との差があるということでしたが、三代課長のご説明は多くてもその月の時間外在校等時間は４５時間以内に抑えてくださいということかと思います。実際には時間外在校等時間が月８０時間を超えるような方がいるけれども、それを８０時間までいかずに、４５時間で押さえてほしいという願いだろうと思いますが、それでよろしいですか。

○三代学校教育課長

原委員のおっしゃったとおりの意味で記載しております。

○原委員

ですから、時間外在校等時間は多くても月４５時間で終えてくださいと、それをおしなべて年平均を３６０時間に収めてくださいという、そのような数値目標としてるのですね。

○秦教育長

意味合いとしては原委員のおっしゃったとおりです。寺田委員のご意見は「最大でも月平均４５時間以内」というニュアンスの書き方の方が、読み手に意味が伝わりやすくて良いのではないかというものだったかと思います。

現在、年度ごとの時間外在校等時間の表を作成しており、２０２５年の１月から２０２５年の１２月までの１年間の小中学校の平均の数値を持ってまいりました。小中学校を合わせて、この１年間の時間外在校等時間は３４．７時間でした。小学校は３２．２時間、中学校は３９．９時間ということで、ほとんど資料３ページに記載されているとおりでした。小学校はこの３ページ記載の年度平均値より若干数値が下がっていますが、中学校は少しだけ数値が上がってるという実態があります。

月別で見ると、先ほど三代学校教育課長の説明にあったように、４月、５月は学校体制を作る時期ですので、４月の平均は小中学校の平均が４５．９時間、５月が４４．７時間で、大体この時期に教職員の皆さんの時間外在校等時間が多くなります。一方、８月に関しては月平均が９．９時間ということで、月別で非常に大きな波がある現状ですので、多くても月４５時間以内に抑えてくださいという意味での資料の記載でしたが、この部分の表現が、最大でも、多くても月４５時間以内といった書きぶりの方が分かりやすいと思いました。

○青砥委員

民間企業では毎年３６協定が結ばれ、時間外労働時間、休日労働時間の上限を月４５時間、年間３６０時間として設けていますが、これに合わせた数字なのかなと思いました。

○秦教育長

学校においても、給与体系が異なることから事務職員とは３６協定を結んでいます。

○寺田委員

教職員については、時間外手当が僅かしか支給されませんよね。

○秦教育長

はい。教職調整額として給料月額の４パーセントが支給されます。

○寺田委員

今後は毎年１パーセントずつ割合が引上げられますが、業務量が多いので、いろいろなサポートを増やして教職員の方が授業に集中できるようにしなければならないと思います。現在は多くの地域で教職員のなり手が不足し、採用試験は定員不足となっており、これは安来市に限らず全国的な問題です。民間企業もあの手この手で新入社員を募集しており、採用する側の競争が激しくなるなかで、教職員を志す人をもう少し手厚く迎えられるようにする必要があると思います。この資料の数字を見て、月に４５時間も残業しなければならないのかと思い教職員を目指すことを倦厭する若い方がいるかもしれません。子どもたちの数は減少していますが、多様性の時代ということもあり、一人ひとりの子どもたちと向き合うことには教職員の皆さんの大変な努力が必要となります。このあたり、教職員人材確保とそのための支援の拡充は喫緊の課題だと感じますので、様々な面から考えていかなければならないなと思いました。

○秦教育長

失礼します。先ほど、教職調整額は給料月額の４パーセントだと申しましたが、本年、２０２６年１月１日に５パーセントへ引上げられました。給特法では令和１２年度までこの割合を１０パーセントへ引上げ、これに合わせて時間外労働時間を目標の数値内に収めることを目指すとされています。このように両輪の取組を

行わなければ教職員の処遇が改善されないということで始まった仕組だと認識しております。

教職調整額が給料月額の１０パーセントまで引上げられると、時間外手当に換算しておよそ月２０時間相当の金額になると言われています。以前、英語の授業の担当教職員が夕方の勤務時間終了後に職員室で英字新聞を広げて読み始めるということがありました。これはその教職員が個人的に英字新聞を読み自身の指導力の向上を図っているのか、あるいは翌日の授業の準備のために教材として英字新聞を読んでいるのか、要するに教職員は線引きが非常に難しい職業です。一般的な職業でしたら上司から命令を受けて時間外勤務することで時間外手当が発生しますが、先ほど申し上げたように教職員は線引きが難しいことから時間外勤務という仕組はとれないということを文部科学省の職員の方が講義しておられました。教職員はその点では非常に特殊といえると思います。

○議長（田中市長）

土曜日もしくは日曜日に通常業務のために出勤した場合はどのような扱いになるのでしょうか。

○秦教育長

自主的に出勤したのか、命令を受けて出勤したのかによって扱いが変わりますが、現状は、おそらく業務を進めるために切羽詰まって出勤しておられる場合が多いかと思われます。ただ、このような状況に対する手当はなく、教職調整額のうちに含まれているのが現状です。国の説明では、先ほど申したとおり、時間外の勤務命令が明確に出せないということで、この教職調整額の制度を継続する考えであるとのことでした。

○議長（田中市長）

時間外に課外活動や部活動の指導にあたった場合もこの手当のうちに含まれるのでしょうか。

○秦教育長

はい。ただ、土曜日、日曜日に部活動の指導に出ると教員特殊勤務手当という手当が支給されるようになっています。数十年前は４時間以上の勤務することで数百円の手当が支給される、終日勤務しても手当の額は多くないという状況でした。現在では、４時間以上勤務することで約三、四千円の手当が支給されるようになっています。

○寺田委員

話が変わりますが、確認させてください。資料９ページに記載のある校務ＤＸについて、目標の達成度合いに点数をつけておられますが、安来市の現状は何点になるのでしょうか。他市や全国平均と比較してどうでしょうか。

○三代学校教育課長

安来市の現状は、資料に示しております４８０点となります。島根県平均や全国他市町村と比較してもかなり高い点数となっています。

○寺田委員

わかりました。ありがとうございます。

○青砥委員

資料２ページの「（２）本プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方」について、その他業務外の時間及び休憩時間については自己申告に基づき除きますと記載されていますが、ここでいう休憩時間とはどのような休憩時間のことを指しているのでしょうか。

○三代学校教育課長

教職員についても、勤務時間内に４５分以上の休憩時間をとるよう定められています。ただ、多くの教職員は給食の時間と放課後を休憩時間としている現状です。

○青砥委員

授業間の休憩時間は勤務時間に含まれており、給食の時間を含んだ昼の休憩時間は、勤務時間には含まれていないということでしょうか。

○三代学校教育課長

厳密に言えば、青砥委員のおっしゃるとおり昼の休憩時間は勤務時間に含みません。ただ、実際には給食指導にあたっておりますので、純粋な休憩時間という状況ではありません。

○青砥委員

自己申告に基づいたものにはなりますが、それらのことを踏まえて、資料に記載のあるように、休憩時間については勤務時間から除いて考えるということですね。

○原委員

同じ４５分間の休憩でも、例えば給食指導がある教職員は先に給食指導を行い、その後の３５分間を休憩時間に充てるだとか、給食指導のない教職員は最初の３５分を休憩に充てて最後の１０分間に各種指導を行うだとか、そのうえで残り１０分の休憩時間を別のところで確保するなど、使い方は様々なのが現状です。ただ、勤務時間の終了直前で休憩時間をとることはできなかったかと思います。

○秦教育長

はい。勤務時間の終了直前に休憩時間をとり、通常では１６時４５分に勤務終了するところを１６時に勤務終了するというような運用はできないようになっています。

○原委員

以前、他県のどこかの学校で、１７時１５分に勤務終了するところを、休憩時間を利用して１６時４５分に勤務終了していたとうような事例がありました。このようなこともあって、勤務時間の終了直前に休憩をとることはできない、勤務時間

の合間に休憩時間をとらなければいけないようになったと記憶しています。ただ、決まったタイミングに休憩時間をとろうとしても、実際には児童生徒がいるのでそれができないのが学校現場です。

○青砥委員

このあたりは数字上の問題かと思います。学校現場ではタイムカードを押すわけではありませんよね。

○秦教育長

教職員の出退勤についてはタッチパネルで把握できるようにしています。

○寺田委員

別件で質問させてください。資料６ページ目「（１）具体的な数値目標」に示されえいる「②年次有給休暇取得日数」について、この目標は良いと思いますが、身体的、精神的な理由で休むために年次有給休暇を使う教職員がいた場合、その数値も加算されているのでしょうか。例えば１人の教職員が身体的な理由で長期の休暇を取得した場合、この教職員の休暇取得日数を加算して全体平均を出せば、安来市全体の年次有給休暇取得日数は多くなると思います。

○三代学校教育課長

資料６ページに記載している年次有給休暇取得日数の目標値は、いわゆる純粋な年次有給休暇のみを加算し、傷病休暇等の取得日数は含まないものです。ただ、傷病休暇等の取得に至るまでに年次有給休暇を取得されている場合は、この中に含まれます。

○議長（田中市長）

昔は、一部の保護者の方から強い言葉をいただいた教職員の方が仕事をお休みされるということもあったようですが。

○秦教育長

市長のおっしゃるように、一部の方からの過剰な要求等があるというところで、その対応が教職員にとってかなりのストレスになっている部分もあります。現状として、具体的な時間は各学校に任せていますが、終業時間から翌朝までは留守番電話対応にするという取組を他市に先駆けて導入しております。近頃では、一般企業に電話をすると、「サービス向上のためにこの通話は録音させていただきます」といった自動音声が流れた後にオペレーターに繋がるケースがよくみられます。学校に限った話ではないかもしれませんが、このようなシステムの導入を検討しても良いのかなと思います。大半の方には影響がありませんが、興奮した状態で電話をされた方はそこでワンクッションが入って落ち着くことができます。

○寺田委員

たしかに、よその会社に電話をすると、大半のところでは自動音声のアナウンスが流れるようになっていると感じます。一時期はモンスターペアレントという言

葉が話題となりましたが、学校現場は強い言葉や過剰な要求を受ける機会が少なくない環境ですので、ぜひとも自動音声アナウンスのようなものを導入する必要があると思います。自分の子どものことになると言葉が強くなるという方もいらっしゃると思うので、通話の録音等も有効かと思います。

○秦教育長

このことについては、今後検討していかなければならないと考えています。

○議長（田中市長）

その他のご意見はございませんか。

○遠藤委員

資料５ページの「４．プラン達成に向けた数値目標」の項目に記載のある持ち帰り仕事のことですが、令和６年度の時点でも５割弱の教職員が持ち帰り仕事をされているとの記載があります。在校等時間中の業務量を減らし、総労働時間の減少に取組むとのことですが、教職員が自宅に持ち帰る仕事はその教職員にしかできないものなのか、それともスクールサポートスタッフでもできるものなのかを知りたいです。スクールサポートスタッフが在校等時間中に対応できる業務であれば、分担して行うことで教職員の持ち帰り仕事の減少に繋がると思います。安来市では教育現場におけるＩＣＴ化が非常に進んでいる一方で、子どもから聞いた話によると、安来市外から赴任された先生が、赴任当初はＩＣＴ機器の扱いに苦戦しておられ、しかし徐々に慣れてきたということを話しておられたことがあったそうです。私自身、参観日で教職員の方がＩＣＴ機器の扱いに苦戦しておられて授業が一時的に止まってしまい、子どもたちの方が上手にＩＣＴ機器を扱っているという風景を見た経験があり、教職員の皆さんも大変だなと思いました。そういったこと踏まえて、持ち帰り仕事の減少について具体的な対策はあるのでしょうか。

○三代学校教育課長

持ち帰り仕事の減少についてですが、私自身も、持ち帰り仕事をした経験があります。ノートをどっさりと持ち帰って丸つけをするですとか、翌日の授業の準備がどうしても間に合わなければ自宅に持ち帰って教材をつくるですとか、そのようなことをしておりました。近年、スクールサポートスタッフ制度が充実してまいりまして、安来市においても昨年度からは全校に配置されております。そういった部分では、スクールサポートスタッフの方にお願いして丸つけ等をしてもらうことが可能となり、学校の先生方からは非常に助かるという声をいただいています。

○遠藤委員

スクールサポートスタッフの方は各校に１人づつの配置かと思いますが、１人でもその学校の教職員の方の業務を支援することができているということでしょうか。

○三代学校教育課長

学校規模は各学校で様々ですが、学校規模に拘わらずスクールサポートスタッフの配置は各学校に１人づつです。このあたりは今後の改善点かと思いますが、まずは各学校に１人づつの配置を実現できたという現状です。

また、教育現場におけるＩＣＴ機器の利用についてですが、遠藤委員のおっしゃるように、安来市と他市とでは使用している機器の基本ソフトが異なることもあり、扱いに慣れるまでにはご不便をおかけしているところもございます。安来市教育委員会において、他市から赴任された教職員の方を対象に４月、５月のところでＩＣＴの研修会を実施するなどなるべく早く慣れてもらえるよう取り組んでおり、夏期休業中においても、希望される方には研修を実施できる体制をとっておりますので、これらのことは継続して取り組んでまいります。

○遠藤委員

ぜひ、よろしくお願いします。

○秦教育長

教育現場のＩＣＴ化について、ＩＣＴ化が進むことは良いことだと思っておりますが、大事なのはこれを子どもの教育にどのように活かすかということだと考えております。現在安来市では、授業の中でクロームブックを有効に活用し、子どもの学びが深まるよう取り組んでおり、これは安来市の誇ることのできる取組です。業務面でのＩＣＴ化という意味では、県内のほとんどの学校でパソコン等の機器が導入されておりますが、クロームブックをどのように子どもの教育に活用し、今までにはできなかったことを行うかという点を、安来市の教職員の皆さんには取り組んでいただいているところです。一方で、なかなかＩＣＴ機器の扱いに慣れることができないという方もおられます。ただ、子どもたちはＩＣＴ機器が身近にあるのが当たり前の環境で育っていきますので、教職員の皆さんには頑張ってこれらの機器の活用方法を習得していただく必要があると、正直なところでは思っております。その教職員が苦手意識をもっているからＩＣＴ機器を授業で使用しないということでは、それは教えを受けている子どもたちにとっては将来に関わる問題となってしまいます。

○遠藤委員

子どもたちも、電子黒板で教科書が見れることなどをすごく良いと言っていましたし、学校に登校できない状況下でもオンラインで授業を受けることができたことは非常にありがたいなと感じましたので、ＩＣＴ化が進むことはありがたいなと感じました。

○議長（田中市長）

島根県内の県立高校においても、学びを深めるため、１人１台の電子端末が導入されました。

○秦教育長

松江市では児童生徒用にパソコン端末が導入されていますが、今年度の更新でクロームブックを導入されました。逆を言えば、教職員の方が安来市から松江市に異動される際は、安来市での数年分の経験を活かしてスムーズに馴染まれると思いますし、もっとこんなことができますよ、というように更なる活用方法を広めていただくことができると思います。現時点では苦労されることもあるかと思いますが、その経験がＩＣＴ機器を活用した指導力の向上にも繋がると思いますので、この点は子どもたちのために繰り返しお願いしていかなければと思っております。教職員からの相談を受け付ける体制については、安来市教育委員会においてしっかりと整えなければならないと考えています。

○原委員

先ほどお話しのありましたスクールサポートスタッフについて、島根県教育委員会の資料を見ると、非常勤の方が増加しているとありました。スクールサポートスタッフを全校配置することができたのであれば、学校規模の大きいところには非常勤のスクールサポートスタッフを配置するということも考えられるのかなと思いました。

○秦教育長

スクールサポートスタッフの勤務時間は、現在は１日あたり６時間でしたでしょうか。

○三代学校教育課長

休憩時間を含んだ拘束時間が７時間、実質労働時間が６時間となっています。

○寺田委員

就業時刻と終業時刻は勤務先の学校と相談して決められるのでしょうか。

○三代学校教育課長

はい。各学校の状況に合わせて決定されていると記憶しています。

○青砥委員

資料８ページ、文部科学省資料が出典の「（２）安来市教育委員会が行う「学校と教師の業務の３分類」の推進に向けた取組」について、学校以外が担うべき業務として５つのことが挙げられています。ここでは児童生徒が補導された時の対応も学校以外が担うべき業務とされていますが、児童生徒が補導された時の対応は学校が中心となって行うものではないのかなと感じました。

○三代学校教育課長

これについては、児童生徒が補導された時、対応の第一番手としては学校でなく保護者の方になるという意味合いで、保護者の方を差し置いて教職員が第一番に対応すべきではないということかと思います。児童生徒の教育にあたることですので、教職員は全く関知しませんということではなく、放課後から夜間においての生活についての責任は保護者の方にあるということで、この部分は教職員が

担うものではないという意味で、このように示されております。

○秦教育長

私も教職員として勤めていた頃、補導された生徒を引き取りに警察署を訪れたことがございます。先ほど三代学校教育課長から説明があったように、まずは対応の第一番手は保護者の方となりますが、児童生徒と保護者の方の親子関係が複雑な場合もありますので、そのような際は学校が間に入ることも、過去の経験上はございます。安来市の月の輪祭りのようなイベントの際は、ＰＴＡの方と一緒になって２２時頃からパトロールを行い、児童生徒がいれば遅い時間なので帰宅するように声かけをするといったこともありましたが、このような活動全てを教職員が担うのではなく、地域にも協力をお願いしたいという趣旨を含めて、資料中に示されております。

ただ、児童生徒が交通事故に遭うなどした際に、教育委員会から学校へ連絡をすると、教職員の皆さんは務時間外であっても心配で現場へ向かわれるという、そのような思いで児童生徒に関わってくださっていますので、時間外なので知りませんといったようなことはありません。自分の見知っている子どもが怪我をしていると知らせを受けたのであれば現場へ駆けつけるということは、教師というより大人としてそうあってほしいと、私個人としては思うのですが、そのようなことまで全てを要求されると対応しきれないということへの警鐘なのかなと思います。何でも全て教職員が関わり、担う必要はないということを示しているのではないかなと思います。

○議長（田中市長）

ありがとうございます。その他のご意見はございますでしょうか。

ございませんようですので、議題（２）の「第２期「安来市教職員の働き方改革プラン」（業務量管理・健康確保実施計画）について」については以上とします。

そうしますと、次第の３番、その他について、事務局から何かございますでしょうか。

○神庭総務課長

はい。今回は、事務局からのご連絡事項は特にございません。

○議長（田中市長）

それでは、皆さまからご質問等ございますでしょうか。本日の議題につきまして、今後ご意見やご質問等がございましたら、総務課又は教育総務課までご連絡いただきますようお願いいたします。

そうしますと、予定しておりました本日の議題については全て協議していただきました。今年度は合計で４回の総合教育会議を開催させていただきました。活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。それでは以上をもちまし

て閉会といたします。皆さまお疲れ様でした。